## 「G20 の貿易及び投資に関する措置に関する報告書」

(概要)

平成 21 年 9 月 14 日 外務省経済局 国際貿易課

## 1. 報告書の背景

14 日、WTO は、OECD 及び UNCTAD と共に、G20 各国の保護主義への対抗及び世界貿易・投資の推進に向けた取組状況(4 月-8 月の間に実施された措置)に関し、(1)貿易関連措置、(2)景気刺激策、(3)金融機関に対する措置、(4)投資関連措置の4つの附属書からなる報告書を公表。

本報告書は、4月のロンドン・サミット首脳宣言において、WTO に対して4半期毎の 報告の作成が求められたことを受けて作成されているもので、今回から対象をG20諸 国が採った措置に限定して作成。

## 2. 報告書の概要

- (1) 対象期間中、貿易・投資制限措置の広まりはみられず、G20 各国の保護主義的 <u>圧力に抗する努力を多</u>とする。財政・金融政策に加え、貿易・投資に関する国際ルールが、経済の成長期にあっては機会を与え、危機にあっては貿易歪曲的措置の導入 を抑止している。
- (2)他方、下記に見られる一部措置について懸念される。
- (a) <u>貿易の分野</u>では、経済危機以降急増した保護主義的措置がロンドン・サミット以降も残されおり、<u>G20 の中には、特に鉄鋼や車などの分野で関税の引き上げや、非関税障壁を導入している国も</u>ある。米国及び EU は、最も歪曲的な措置の一つである農業に関する輸出補助金を、乳製品分野で再導入している。景気刺激策は世界的な貿易成長の回復を促すものだが、国内製品やサービスを優遇するとの側面を有するものもあり、各国は出口戦略を描き出すことが急務。
- (b) 投資分野では、G20 各国の多くの政策は、国際投資と流動性の円滑化を通じて、市場開放及び透明性の確保を目指している。他方、外資に対する差別的なスキームや資金の海外流出を防ぐ措置も見られる。
- (3)<u>引き続き注意深い対応が必要。失業率の上昇が保護主義圧力を高めることが予</u>想され、G20 首脳は警戒を続けるべき。
- (4)G20首脳は、危機からの持続的回復を可能とする適切な貿易・投資策を採るべき。 この観点から、自由化の一層の推進とともに、DDA(ドーハ・ラウンド)の 2010 年の妥 結を実現すべき。
- 3. 我が国の措置に関する記載ぶり
- 1. 附属書1(貿易及び貿易関連措置) (記載なし)
- 2. 附属書2(景気刺激策)

- (1)2009年4月に新たな景気刺激策として15.4兆円を信用収縮、セーフティーネット、 雇用、消費刺激策として導入。
- (2)2009 年 6 月より 2010 年 3 月までの措置として、3,700 億円のエコカー購入プログラムを導入。
- 3. 附属書3(金融機関への措置) (記載なし)
- 4. 附属書4(投資及び投資関連措置)
- (1)2009年6月23日に外為法に基づく対内直接投資等の届出・報告手続の改善。
- (2)上記2(1)の景気刺激策の具体的施策として、中小企業資金繰り支援(10 兆円の追加)、セーフティーネットを含む景気刺激策(7 兆円の追加)を発表。
- (3)上記2. (1)の景気刺激策の具体的施策として、JBIC を通じて、我が国企業の海外事業の資金繰り支援(最大 30 億米ドル)を発表。
- (4)2009 年 5 月に JBIC と PHB 銀行(馬)及びメイバンク(馬)の協調でマレーシアにおける日系企業および日系企業と取引を持つ現地企業に対して融資支援(最大 3 億米ドル)を発表。
- (5)2008 年 12 月に施行した「金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」を2012 年 3 月まで延長。
- (6)2009 年 4 月に「産業活力再生特別措置法」を 2010 年 3 月まで延長。
- (注)本報告書には、掲載された措置が、WTO、OECD または UNCTAD の協定との整合性を直接または間接に予断するものではない旨記載。

(了)